**吉賀町農業委員会委員募集要項**

　　農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の選出方法が、これまでの選挙制から議会の同意を要件とする町長の任命制になりました。この改正に伴い、次のとおり農業委員を募集します。

1. **農業委員の募集人数、任期等**
2. 募集人数　　１２人
3. 任期　　町長が任命する日（平成３０年５月２３日）から３年間
4. 身分　　吉賀町の特別職の非常勤職員
5. 報酬　　会長　年額　232,800円　　委員　年額　201,900円

なお、法律により農業委員の構成は、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を１人以上、認定農業者等が過半数以上であることが条件になっています。

1. **主な活動内容**
2. 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議及び決定
3. 農地法に基づく申請の調査や農地利用状況調査
4. 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進等）に係る現地調査及び指導
5. 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
6. **推薦を受ける者及び応募する者の資格**

　　　　　農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

1. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 推薦及び応募方法

　　　　　農業委員を推薦しようとする農業者、農業者が組織する団体そのほかの関係者及び応募しようとする方は以下の申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、吉賀町農業委員会へ提出してください。

1. 推薦の場合

・吉賀町農業委員会委員推薦申込書【様式第１号】

1. 応募の場合

・吉賀町農業委員会委員応募申込書【様式第２号】

申込用紙は吉賀町産業課（柿木庁舎）、税務住民課（本庁舎）に備え付けています。また町のホームページからもダウンロードできます。

　　　　※推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。また、申込書に記入された内容及び資格要件に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会を行うことがあります。

1. **推薦及び応募の受付期間**

　平成３０年１月９日（火）から平成３０年２月８日（木）まで【必着】

※申請書を持参される場合は、平日午前８時３０分から午後５時１５分までの間に、吉賀町農業委員会事務局に提出してください。また、郵送の場合は平成３０年２月８日（木）までの消印有効となります。

1. **選考方法**

　候補者評価委員会を開催し、提出書類をもとに選考します。また、必要に応じて面接等を行う場合があります。

1. **選考結果の通知**

　選考結果は、平成２９年３月下旬（予定）までに、推薦者及び応募者へ文書により通知します。なお、任命は吉賀町議会の同意後になります。

1. **推薦または応募に関する情報の公開**

　法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、吉賀町ホームページにおいて、提出された推薦及び応募に係る書類に記載されている内容を公表しますで、ご了承ください。なお、住所は公表しません。

1. **申込書提出先及び問い合わせ先**

吉賀町農業委員会事務局（吉賀町産業課）

住所　〒６９９－５３０１　吉賀町柿木村柿木５００番地１

電話　０８５６－７９－２２１３